

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年8月30日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(配備体制) 第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。				(配備体制) 第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。			
区 分		配備基準	配備職員の範囲	区 分		配備基準	配備職員の範囲
(1) 本部 指定職 員配備 (1号) 体制 (以下 「指定 職員配 備体制 」とい う。) 	本部	ア [略]	[略]	(1) 本部 指定職 員配備 (1号) 体制 (以下 「指定 職員配 備体制 」とい う。) 	本部	ア [略] イ <u>次に掲げる警報の いずれかが発表され た場合</u> (ア) <u>気象特別警報</u> (イ) <u>高潮特別警報</u> (ウ) <u>波浪特別警報</u>	[略]
	広域支 部及び 地方支 部 	ア [略]	アからケまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の別表第		広域支 部及び 地方支 部 	ア [略] イ <u>所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表された場合</u> (ア) <u>気象特別警報</u> (イ) <u>高潮特別警報</u> (ウ) <u>波浪特別警報</u>	アからコまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の別表第
		イ [略] ウ [略] エ [略] オ [略] カ [略]			ウ [略] エ [略] オ [略] カ [略] キ [略]		

		キ [略] ク [略] ケ [略]	8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの
(2) 主査以上配備(2号)体制(以下「主査以上配備体制」という。)	本部	ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア)～(エ) [略]  (オ) [略] (カ) [略] イ～キ [略]	[略]
	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 (ア)～(エ) [略]  (オ) [略] (カ) [略] イ～キ [略]	[略]
[略]			

		ク [略] ケ [略] コ [略]	8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの
(2) 主査以上配備(2号)体制(以下「主査以上配備体制」という。)	本部	ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) <u>気象特別警報</u> (カ) <u>高潮特別警報</u> (キ) <u>波浪特別警報</u> (ク) [略] (ケ) [略] イ～キ [略]	[略]
	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) <u>気象特別警報</u> (カ) <u>高潮特別警報</u> (キ) <u>波浪特別警報</u> (ク) [略] (ケ) [略] イ～キ [略]	[略]
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成25年8月30日から施行する。